

標準報酬定時決定の保険者算定に関するQ&A

概要

Q 1 「業務の性質上、例年発生することが見込まれる」の意味は。

A 業種や職種の性質上、基本的に毎年3月から5月が繁忙期にあたるため、4月～6月までの期間中、時間外勤務手当等が他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいう。
例えば、単年度のみなど、業務の一時的な繁忙による報酬の増加等は対象外である。

Q 2 上半期ごとに繁忙期が訪れるが、4月から6月のうち、例えば6月だけが突出して報酬が多く支給される場合は対象となるか。

A 繁忙期が1年間に複数回あったとしても、4月～6月までの報酬月額の平均と、前年7月～当年6月までの報酬月額の平均との間に、2等級以上の差があれば対象とする。

Q 3 例年4月から6月に報酬の変動が予想されるのは、具体的にどのようなものが考えられるか。

A ・年度末、年度当初に業務が集中し繁忙となる業務。(人事異動や決算業務等)
・毎年開催されるイベントにより繁忙となる業務 等

※ 毎年発生するものに該当しない例

- ・本年度のみ開催されるイベントにより繁忙となる業務。
- ・制度改正により一時的に繁忙となる業務。
- ・災害発生により一時的に繁忙となる業務。
- ・学校等の移転により一時的に繁忙となる業務。

Q 4 3月から5月までの間に毎年イベント開催のため繁忙期にあたる係と繁忙期に当たらない係がある場合は、繁忙期に当たる係のみが対象となるか。

A 同じ所属所全体について報酬変動が起こる場合は、勤務する全体が判断対象となるが、本問の事例では、所属所全体ではなく、繁忙期にあたる係のみを判断対象とする。
ただし、業務繁忙の理由が明らかに今年度限りの業務による場合には、対象とならない。

取扱い

Q 5 前年7月～当年6月までの間の報酬月額の平均を計算する際、計算対象に含める月の基準は。

A 支払基礎日数が17日以上を月を対象として報酬月額の平均を計算する。
「報酬の一部が支給されない日が属する月(病気休職(8割支給)等)」又は支払基礎日数が17日未満である月は除いて算定する。

Q 6 当年4月から6月までの各月とも、「報酬の一部が支給されない日が属する月」又は支払基礎日数が17日未満である場合は、保険者算定の対象となるか。

A 当年4月から6月までの各月とも、「報酬の一部が支給されない日が属する月」又は支払基礎日数が17日未満である場合は、通常の定時決定の方法では算定が困難なため、従前の標準報酬月額により定時決定を行なう。保険者算定は対象外となる。

Q 7 前年7月から当年6月までの間に、前年6月分以前の給与の遅配分を受け、又は遡及して昇給したことにより差額を一括して受けた場合は、どのように取り扱えばよいか。

A 前年6月分以前に支払うべき報酬の遅配分を前年7月から当年6月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いて算定する。

前年6月分以前まで遡って昇給したことにより差額を前年7月から当年6月までの間に一括して受けた場合は、前年6月分以前の差額を除いて算定する。前年6月以前の差額を除いて算定することが困難な場合は、差額支給前の報酬の額で算定しても差し支えない。

Q 8 当年4月に固定的給与に変動があり、当年7月に随時改定の要件を満たす場合であっても、保険者算定の対象となるか。

A 当年4月から6月までの間に固定的給与に変動があり、従前の標準報酬月額に2等級以上の差が生じた結果、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行なわれる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、保険者算定は対象とならない。

手続き

Q 9 保険者算定の条件に当てはまる場合、必ず組合員本人から同意書を提出させることになるのか。

A 組合員本人の同意書提出は必須である。
組合員本人の同意書の提出がない場合は、通常の定時決定の方法で標準報酬月額を決定する。

Q 10 組合員本人の同意が必要となっているのはなぜか。同意がなければ通常の方法により算定されるのか。

A 組合員本人に不利益が生じることのないよう、組合員本人の同意を必要としている。
組合員本人の同意書の提出がない場合は、通常の定時決定の方法で標準報酬月額を決定する。

Q 11 例年発生することが見込まれる場合、「前年7月から当年6月までに受けた年間報酬の平均額から算出した標準報酬月額」が、「当年4月から6月までに受けた報酬の平均額から算出した標準報酬月額」を2等級上回った場合であっても、同意書及び申立書を提出し、保険者算定をすることができるのか。

A 2等級増加した場合であっても、組合員本人からの同意書と所属所長の申立書があれば保険者算定の対象となる。組合員本人の同意がない場合は、通常の定時決定の方法で標準報酬月額を決定する。